平成２６年（フ）第２２９号
金沢市若宮町ホ31番地１　シェモア駅西506号室、住民票上の住所金沢市赤土町カ１番地66
債務者　山崎　麻美
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２４５号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目138番地７　サン・バリュー内灘202号
債務者　河越　雄三
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７７号
山梨県甲府市中小河原町92番地２　アミーユ甲府住吉
債務者　風間　ゆり
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
三重県四日市市小杉町24番地１　ロジュマンエス106号
債務者　森本　健治
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
三重県四日市市大字塩浜57番地１　男前のこうちゃん家Ａ203
債務者　山田　哲生
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７９３号
京都市左京区山端滝ケ鼻町８番地１　ハイツ修学院101
債務者　牧野　　恒
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３２号
京都市中京区御池通油小路東入石橋町435番地　パインフィールド御池1004号
債務者　ｃａｆｅ＆ｆｏｏｄｓ＆Ｌｉｑｕｏｒ団塊こと　小楠　鉄男
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４４号
京都市伏見区醍醐切レ戸町11番地22
債務者　大八木千惠子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
兵庫県西宮市松園町10番47―110号
債務者　河南美代子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1371番地９、前住所鳥取県西伯郡伯耆町溝口170番地６
債務者　大垣　　光（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１８１号
愛媛県東温市松瀬川甲533番地26
債務者　久保　千秋
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井335番地16　北側
債務者　藤枝　香菜
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０５号
愛媛県松山市北斎院町384番地17
債務者　松永香代子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０８号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万588番地
債務者　新田奈都美（旧姓檜垣）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１７号
愛媛県松山市萱町６丁目130番地４　ハイツ萱町103号
債務者　大塚　康男
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２３号
愛媛県松山市古三津６丁目８番28号　ハイツ山西１－３号
債務者　萩森　由也
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３７号
愛媛県松山市和泉北１丁目19番25号
債務者　小野　一弘
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松山地方裁判所民事部